

# 駿河台大学オープンアクセスポリシー

2026年5月14日

大学評議会決定

駿河台大学(以下、「本学」と称する)は、本学大学憲章に基づき、総合大学として、学問領域を超えた学際的研究をはじめ、地域社会における諸問題の解決に資するような研究成果を学内外に広く提供することにより、学術研究の発展はもとより、実社会における課題解決の一助となることを主たる目的として、ここにオープンアクセスポリシーを定める。なお、本ポリシーにおける研究成果とは、本学構成員が学外における学会や出版社等による学術雑誌をはじめ、学内における学術雑誌に掲載された学術論文等の学術情報全般を称するものである。

## 【研究成果の公開及び著作者の権限】

本学は、本学の構成員による研究成果を「駿河台大学学術情報リポジトリ」において公開する。但し、同研究成果の著作権は、本学には移転しない。

## 【適用の例外】

著作権等、やむを得ない理由により、本学のリポジトリにおける公開が不適切であると判断し得る場合、例外的に、本学は当該研究成果を公開しない。

## 【適用の不遡及】

本ポリシー制定・施行以前に既に出版されている研究成果及び本ポリシー制定・施行以前に既に本ポリシーと相反する契約を締結している研究成果に対しては、本ポリシーを不適用とする。

## 【学術情報リポジトリへの登録及び同リポジトリの運営】

本学構成員は、自身の研究成果に関して、出版社等の許諾により可能な場合は出版社版の論文、また、著者版を許諾している場合は著者最終原稿を速やかに本学に提供する。なお、リポジトリへの登録及び同リポジトリの運営等に関する事項については、「駿河台大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

## 【その他】

本ポリシーにおいて規定するものの他、オープンアクセスに関連する必要な事項全ては、関係者間で協議して定める。